

令和2年6月12日
独立行政法人農林漁業信用基金
林業信用保証業務部

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う林業信用保証の 対応について（お知らせ）第4報

新型コロナウイルス感染症の発生により、林業・木材産業事業者の皆様の資金繰りに支障が生じないよう、当基金では、現在、以下の対応を行っておりますので、お知らせします。（下線部が今回追加の部分）

1. 相談窓口の設置

信用基金ホームページに掲載のとおり、新型コロナウイルス感染症の発生による以下の相談窓口を設けております。不安なことなどについて、お気軽にご相談・ご照会ください。

相談窓口

連絡先	独立行政法人農林漁業信用基金林業信用保証業務部業務課 担当：鈴木（弘）、本間
電話	03-3294-5585、5586
FAX	03-3294-5595

2. 新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策－第2弾－(R2.3.10)に基づく対応

今般の「新型コロナウイルス感染症」に起因する影響が発生し、事業継続に支障をきたす場合については、今年度新設した「林業・木材産業災害復旧対策保証」の対象となることが令和2年3月10日に新たに決定されました。また、「林業・木材産業災害復旧対策保証取扱要領の一部改正について」（令和2年3月16日付独信基302令和元年度385号）を施行しました。

「林業・木材産業災害復旧対策保証」の特徴

- ・保証限度額：通常保証と別枠で8,000万円
- ・保証期間：運転資金5年以内、設備資金15年以内（返済据置期間は2年以内）
- ・保証料：最大で5年間保証料免除
- ・適用条件：（別紙参照）
 - 従業員が罹患する等の直接的な影響により経済的被害が発生（100%保証）
 - 3か月間の売上高等が前年同期の売上高等に比して5%以上減少（80%保証）
 - 3か月間の売上高等が前年同期の売上高等に比して15%以上減少（100%保証）

（資料） URL：<https://www.jaffic.go.jp/guide/rin/shien/index.html> 又は  をご参照下さい。

3. 根保証の活用（2によらない場合を想定）

新型コロナウイルス感染症の発生により、今後の取引や資金繰り等に不安を感じていて、運転資金の融資枠を予め確保しておきたい場合に、「根保証」の活用をお勧めしております。

根保証とは、利用者が融資機関から反復継続して手形貸付を受ける場合、あらかじめ一定の保証極度額と根保証期間を定めておき、その範囲内なら何度でも繰り返し保証を受けられる仕組みです。

根保証の保証料は、保証極度額に対して「一括前払」となりますが、根保証期間終了後、ご請求により、未利用分の保証料を事務手数料10%控除のうえ返戻いたします。

4. 事業承継支援保証の活用

「新型コロナウイルス感染症」に起因して転廃業を余儀なくされた事業者から、従業員、資産、経営等を譲り受けた地域の雇用や産業の安定化に協力する場合には、そのために必要な資金に対する当基金の保証料を免除する「事業承継支援保証」が始まりました。
※本保証は、「3. 根保証」と同様に、コロナ関連でなくても活用できます。

5. 新型コロナウイルス感染症により影響を受けた林業者のための借換資金への信用保証について

今般の新型コロナウイルス感染症により影響を受けた林業者が、債務の負担を軽減するために借換えを希望する場合には、当信用基金の信用保証及び融資機関の貸出金利のいずれも実質的にゼロとすることができますようになりました。(林業者が対象。木材加工業は対象外)

なお、この事業の利用に当たっては、当方への申込後速やかに全国木材協同組合連合会へ林業施設整備等利子助成の申請をしていただく必要があります。

「借換資金への信用保証」の特徴

- ・保証限度額：3億円又は林業経営の維持安定を目的とした債務の償還負担の軽減に必要な資金のいずれか低い額
- ・保証期間：運転資金10年以内、(設備資金の借換えの場合は15年以内) (返済据置期間は2年以内)
- ・保証料：最大で5年間保証料免除
- ・適用条件：(別紙参照)
 - 事業継続に支障をきたしている林業者(林業による所得(売上高)が総所得(総売上高)の過半を占めている必要があります。)
 - 従業員が罹患する等の直接的な影響により経済的被害が発生(100%保証)
 - 3か月間の売上高等が前年同期の売上高等に比して5%以上減少(80%保証)
 - 3か月間の売上高等が前年同期の売上高等に比して15%以上減少(100%保証)
 - 全国木材協同組合連合会の利子助成を利用

(資料) URL : <https://www.jaffic.go.jp/guide/rin/shien/index.html> 又は



をご参考下さい。

詳細につきましては、1の相談窓口にお問い合わせください。

林業・木材産業災害復旧対策保証

－新型コロナウイルス感染症対策－

新型コロナウイルス感染症による影響については、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第2弾(令和2年3月10日新型コロナウイルス感染症対策本部)を受けて、令和2年3月10日付で「林業・木材産業災害復旧対策事業に係る林野庁長官が指定する災害」に指定され、「林業・木材産業災害復旧対策保証」の対象となりました。

ご利用対象者	新型コロナウイルス感染症による影響により、以下のいずれかの被害が見込まれ事業継続に支障をきたしている林業・木材産業を営む方 ・従業員が罹患するなど直接的な影響により、経済的被害が発生(左記直接被害については100%保証) ・取引先が休業するなど間接的な影響により、3か月間の売上高等が前年同期の売上高等に比して5%以上減少(左記間接被害については80%保証) ・取引先が休業するなど間接的な影響により、3か月間の売上高等が前年同期の売上高等に比して15%以上減少(左記間接被害については100%保証)
保証限度額	8,000万円 (通常の保証限度額とは別枠で利用できます。)
資金使途	新型コロナウイルス感染症による影響に対応するために必要な 新たな資金
保証期間	運転資金5年以内(特認7年以内)、設備資金15年以内(返済据置期間2年以内)
返済方法	一括返済／分割返済
保証料の特例	最大で5年間「保証料免除」となります。
貸付利率	金融機関所定の利率 (市町村の利子補給制度を利用できる場合があります。)
貸付方式	手形貸付／証書貸付
保証人	実質無保証人(同一経営の範囲内の保証人のみ徴求)
担保	実質無担保(融資対象物件担保のみ徴求)
出資金	保証額に対して出資金が必要。(完済後、ご請求により出資金を返戻します。)
その他	市町村長・業界団体の長等による被害を証明する書面等が必要となります。
申込窓口	お取引先の金融機関へ直接お申込みください。
相談窓口	独立行政法人農林漁業信用基金 林業信用保証業務部 業務課 〒101-8506 東京都千代田区内神田1-1-12 電話 03-3294-5585・5586 URL : https://www.jaffic.go.jp/guide/rin/shien/index.html 又は 

※融資及び保証については一定の審査をさせていただきます。

※林業・木材産業災害復旧対策保証(新型コロナウイルス感染症対策)利用時(100%保証に限る)の消費貸借契約書の印紙税は非課税措置の対象となります。詳しくは国税庁のホームページをご覧下さい。

(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/keizaitaisaku/inshi/index.htm>)

新型コロナウイルス感染症により影響を受けた 林業者そのための借換資金への信用保証について

新型コロナウイルス感染症により影響を受けた林業者が、林業経営の維持安定を目的として債務の償還負担を軽減するために借換えを行う場合には、保証料免除で当信用基金の信用保証を利用できます。

この保証の利用は、全国木材協同組合連合会へ林業施設整備等利子助成を申請し、最長5年間の利子助成を受けることが条件となります。(当該保証料免除と、利子助成は、セットメニューです。)

ご利用対象者	<p>新型コロナウイルス感染症による影響により、以下のいずれかの被害があり、事業継続に支障をきたしている林業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員が罹患するなど直接的な影響により、経済的被害が発生(左記直接被害については100%保証) ・取引先が休業するなど間接的な影響により、3か月間の売上高等が前年同期の売上高等に比して5%以上減少(左記間接被害については80%保証) ・取引先が休業するなど間接的な影響により、3か月間の売上高等が前年同期の売上高等に比して15%以上減少(左記間接被害については100%保証) <p>※林業経営改善計画、合理化計画の認定を受けた林業者等又は都道府県が選定した育成経営体であって、林業に係る所得（売上高）が過半を占めている必要があります。</p>
保証限度額	3億円又は林業経営の維持安定を目的とした債務の償還負担の軽減に必要な資金のいずれか低い額※借換対象となる資金には条件があります。詳細についてはお問い合わせ下さい。
資金用途	新型コロナウイルス感染症による影響に対応するために、林業経営の維持安定を目的とした既往債務の借換に必要な資金
保証期間	運転資金10年以内(設備資金を借り換える場合は15年以内としますが、運転資金として取り扱います。)
返済方法	分割返済(返済据置期間2年以内)
保証料の特例	最大で5年間「保証料免除」となります。
貸付利率	金融機関所定の利率(既往債務の借入金の利率以下かつ年2%以下) ※林業施設整備等利子助成を受けることで、最長5年間実質無利子化となります。
貸付方式	手形貸付／証書貸付
保証人	実質無保証人(同一経営の範囲内の保証人のみ徴求)
担保	実質無担保(融資対象物件担保のみ徴求)
出資金	保証額に対して出資金が必要。(完済後、ご請求により出資金を返戻します。)
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村長・業界団体の長等による被害を証明する書面等が必要となります。 ・当基金への保証申込後速やかに全国木材協同組合連合会へ林業施設整備等利子助成の申請が必要です。(URL:http://www.Zenmokukyo.jp/) ・本事業の受付期間は、令和3年3月31日まで。(予算を全て執行した場合には、受付を終了させていただきます。)
申込窓口	お取引先の金融機関へ直接お申込みください。
相談窓口	独立行政法人農林漁業信用基金 林業信用保証業務部 業務課 〒101-8506 東京都千代田区内神田1-1-12 電話 03-3294-5585・5586 URL : https://www.jaffic.go.jp/guide/rin/shien/index.html 又は ※利子助成については、全国木材協同組合連合会(03-3580-3215)までお問い合わせください。 

※融資及び保証については一定の審査をさせていただきます。

※林業施設整備等利子助成事業(新型コロナウイルス感染症対策)利用時の消費貸借契約書の印紙税は非課税措置の対象となります。詳しくは国税庁のホームページをご覧下さい。

(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/keizaitaisaku/inshi/index.htm>)